

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (07/8月号) (第37号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府金屋町4-21 電話45-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

助成金改正情報（高齢者雇用）

高齢者雇用については「特定就職困難者雇用開発助成金」があります。現行制度では、雇入れ後に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額に助成率を乗じて助成額が決定されています。これが今回の改正では、助成金をより利用し易くする観点から、雇入れた労働者一人当たり一定額を支給する方法に変更されます。

改正された助成額の概要は下図の通りとなっています。

＜この施行はH19/10/1日となっています＞

対象労働者	大企業	中小企業
高齢者・障害者	1 / 4	1 / 3
重度障害者	1 / 3	1 / 2



対象労働者	大企業	中小企業
高齢者・障害者※	50万円	60万円
重度障害者※	100万円	120万円
短時間労働者	30万円	40万円

市外局番が変更されます。(H20.3.1～)

市外局番が現在の4桁から3桁の「083」に統一されます。市内局番は現在の2桁の番号の前に、現在の市外局番の4桁目の数字をおき3桁の番号に変わります。4桁の加入者番号についての変更はありません。

地域	現在	変更後
旧下関市・旧菊川町	083 2 - xx - 0000	083 - 2 xx - 0000
旧豊田町・旧豊浦町・旧豊北町	083 7 - xx - 0000	083 - 7 xx - 0000

★当事務所の例をあげれば、以下のように変わります。

(現行)	(変更後)
0832-45-5034	083-245-5034

区域内への通話は市内通話料金が適用され、また市外局番をダイヤルする必要がありません。区域外への通話は市内通話料金の適用がなく、また市外局番をダイヤルする必要があります。

【留意点】

- ① 電話機、FAXの取り替えは必要ありません
- ② 電話機、FAXの「短縮登録番号」、通信モデム、TA等に登録している電話番号については再設定を要する場合があります。
- ③ 電話番号の変更に伴う印刷物、看板等の取扱いに注意する必要があります。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号45-7166 不要 貴社名 _____